

## 万延元年の百姓一揆

松浦一二三

掛川市内原泉地区の大和田区有文書の中に「近村徒党之節諸入用帳」と表書の文書がある。内容は判読出来難い所もあり、また日時の事項に前後の交錯もあって、理解に苦しんだ次第である。その上、出て来る個々の人名多く、徒党の原因結果も何となくはつきり書かれていながら、一揆徒党の始末書の断片と思われる。以下それについて私見を交えながら書いて行こう。

### 最初のあらわれ

時は万延元年（一八六〇）由十一月四日乃至十六日の事件である。大和田の大山に近在百姓衆三、四百人が集まり、山村とて鉄砲の所有者も多い土地柄にて、鉄砲を打鳴らし、氣勢を揚げたとある。此の一揆に参加した村々は、掛川北部、現原泉地区の大和田、孕石、丹間、萩間、居尻、黒俣等をはじめ、炭焼佐ヶ野、田代、栗島、西ノ谷、吉川谷と書かれている。西ノ谷とは久井島、中島、上島、市井平、川原田、博子、大畑、栗島田代のことであり、吉川谷とは炭焼、明ヶ島、中津賀、佐ヶ野のことである。

大和田の大山に百姓大勢集つた件を、四日夕方御役所へ届出るに、大和田より約二時間の道程とある故、これは大和田より上西郷を通り、掛川藩役所へ報告されたものと見られる。因みに前にあげた村々は掛川藩領である。

百姓一揆とは、江戸時代、領主と農民の基本的な階級対立、百姓一揆

即ち租税年貢の請求が度を過ぎ、凶作の場合藩役人が適切な施策、たとえば、年貢の減免とか、お救い米の下げ渡し等を探らなかつた場合に、百姓の不平不満が爆発して、蜂起、越訴、訴願、逃散などという形態をとつてあらわれた農民鬭争デモストレイションである。村役人が村民を代表して行う代表越訴の、よく知られたものが、佐倉宗五郎であり、島田市細島の義民増田五郎右衛門である。幕末期近くとなると豪農、米商人宅を襲い打こわしに発展し、又世直し一揆等群衆運動へ発展していく。幸い、今大和田地区所蔵文書によれば、大きな騒動にはならず犠牲者も出なかつたことであるが、この万延元年十一月のあらしは、原泉地区の事にとどまらず、北遠における一大百姓一揆の片鱗であつたのだ。

万延元年二月二十五日、寺田、西山等五ヶ村の百姓約百八十名の横須賀藩への直訴、即ち強訴事件があり、九名入宇、八名宿預けの処分をうけている。そして十一月四日及十六日の原泉地区の、前提示文書に見られる事件、さらに同年同月十七日より同月二十二日北遠四十六ヶ村の百姓約四千名、周智郡城下村河原に集る強訴事件、首謀者十名が中泉代官所に、四名が掛川藩に召し捕われその場は落着した。百姓衆は農作物の不作と米価高騰のため生活困窮に落入り、借米一万俵か、米一升百文稗一俵三朱売りの要求を出し、これを認められた。

大和田の大山に百姓大勢集つた件を、四日夕方御役所へ届出るに、大和田より約二時間の道程とある故、これは大和田より上西郷を通り、掛川藩役所へ報告されたものと見られる。因みに前にあげた村々は掛川藩領である。

百姓一揆とは、江戸時代、領主と農民の基本的な階級対立、百姓一揆

## 掛川藩の対応

掛川藩の百姓一揆に対する姿勢であるが、老職、奉行、奉行所下役人等つとめて、沈静、慰撫に心を用い、下情を汲んで穩便に処置せんとする様子が伺える。又、地方御用達という人達による仲介も他藩に見られない一揆の勢を鎮める役割をつとめている。これより先、文化十三年（一八一六）十一月に発生した百姓一揆は、その年の閏八月四日、遠州灘を襲った台風がもたらした潮風による稻の白穗化、及風水害による稻作の不作に原因する。横須賀藩、掛川藩、田中藩および、中泉代官所管内の村々で起っている。この内、田中藩と掛川藩の一揆責任者の処分について見ると

田中藩では、増田五郎右衛門は打首、家財闕所。外二名永牢、家財闕所、他に村々追放等数名。掛川藩では、入牢、手鎖、宿預け等相当数にのぼっていたが、前藩主の七回忌の法要を理由に無罪放免とした。

藩のちがいが、処刑のひずみとして、増田五郎右衛門の住む、志太郡細島村と、隣村、阿知ヶ谷村久右衛門、岸村清吉との間があらわれた。一揆首謀者として五郎右衛門は死罪、久右衛門清吉は無罪である。後世義民増田五郎右衛門と呼ばれるゆえんはここにある。

此度の原泉地区の百姓一揆については、藩御目付、奉行所等藩役人の説得、及地方御用達、村役人等の巧みな制御により、藩役人黙諾の内に、鉄砲持參の集会も、農作物をあらす猪狩りにすりかえて、科人の出るを防ぎ無事終止符を打つたのである。ここに注目することは地方御用達の一人は、孫右衛門とて志太郡阿知ヶ谷村の有力者の見えることである。

## 原泉地区の一揆

大和田村の所蔵「近村徒党之節諸入用帳」により、一揆の様

子を説明しよう。万延元年十一月四日より、十一月十六日の間の数日、大和田の大山あたり、総勢四百人ばかり、鉄砲數多く持参。鉄砲を打鳴らし、それにより気勢をあげて、年貢の軽減御救米の下渡しを訴えた。

十一月四日朝、大山に、近在百姓四百人ばかり集り鉄砲などで気勢を上げる。同日夕頃、村役人藩役所に届出る。同じ頃、徒党大山を下る。

十一月五日早朝、掛川藩目付役、原泉地区孕石に入る。村役人は猪狩りに村人大勢集まつたが、最早解散したであろうと報告をする。同日平島村に集まつてゐる百姓衆の所へ主だった村役人衆立ち合い色々話合の場へ藩役人來り説得に當る。百姓中より日頃の食糧不足を藩の御救米で賄つてくれる様お願いが出る。又、米穀の高値と本年農作物不作につき、御年貢御引方を歎願する。藩役人は書面にて願出るよう申して一応此場は收拾する。十一月十六日、村役人両三人にて御年貢米の減免と御救米の下渡し方及畠年貢の御引方の願書を藩役所に提出せんと城下に出ておる所へ、又百姓大勢が鉄砲など打つて集まつていて、知らせるものがあった。然しこれは畠をあらす猪狩を催しておるのであろう。今晚中に解散することであらうと役所に届けている。在方では藩役人の慰撫と御用達の仲介、村役人の説得により解散している。文書に見ると集つて来た百姓達の中には、食に飢えて動けず、百二十五人分白米三斗を粥に炊いて食させ解散している。百姓衆の食生活が限度に來ていたことが伺える。

## おわりに

百姓一揆とはいえ、義民某と後にいわれる者も出ず、一食の飢に泣きながら、ひたすら土に生きた我々の先祖の事を、唯哀れであると涙するだけでよいのだろうか。我身の現在の生活の内にある、唯物的快楽の外に、生きる悦びを求める人としてのあかしとしたい。

以上